

主要農作物種子法廃止法施行に対する新たな県条例の制定を求める意見書

主要農作物種子法は、1952年（昭和27年）に二度と国民を飢えさせないため、日本の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定めた法律であった。以来、農家の安定的な経営のため、都道府県の各地域の風土にあった品種が開発され、現在、米の種子は100%自給している。この主要農作物種子法が2018年3月末日をもって廃止された。

政府は主要農作物種子法が廃止されても、種苗法で補えるとしているが、種苗法は種子を開発した企業の知的財産権を守る法律である。主要農作物種子法という根拠法がなくなれば、義務づけられなくなった都道府県はいずれ予算措置ができなくなり、各地域の風土にあった品種の開発、保全、供給をいずれ放棄してしまうことが心配される。種苗法だけになれば、民間の知的財産権だけが守られることになる。

また、農業競争力強化法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間事業者に提供することを促進している。このことは、民間業者に今まで国や県が行ってきた役割を託するためと考えられる。しかし、これは日本人が先祖から受け継いできた種子や今まで、国民、県民の税金で維持管理してきた品種の情報を民間企業に提供することになる。これでは、種子の公共性が著しく失われ、ひいては農業、農村の有する多面的な機能も失われることになる。例えば、広島県には、1989年に設立された「広島県農業ジーンバンク」があり、遺伝資源として豆類約1600点、穀類約1000点、野菜類約2800点の種子の保存をしている。この情報をもとに開発されてきた品種の知的財産権は種苗法により、民間企業のもthingとして25年間守られ、農家はその間、自家採取できなくなり、農作物の特産品の生産に支障を来たしかねない。

これらの懸念事項は庄原市の農業生産者、そして消費者にとっても重大な問題である。

規制緩和は民間活力が投入されてよい点は多々あるが、こと基幹作物の種子に関しては、国民、県民の食の権利を守るという観点から官の役割が必要と考える。また、主要農作物種子法廃止に当たっても、参議院では附帯決議として「都道府県での財政措置」「種子の国外流出の禁止」「種子独占の弊害の防止」などを求めている。

よって、主要農作物種子法の廃止に際し、国民・県民の食の権利と食の安全を守り、農業、農村の持続的発展を維持するため、公共財としての日本の種子を開発、保全、供給するための新たな施策を次のとおり強く要望するものである。

記

1. 広島県においては公共財としての日本の主要農作物の種子の開発、保全と供給を実施するための条例の制定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

広島県庄原市議会